

答申第 622 号

平成 28 年 10 月 19 日

神奈川県公安委員会  
委員長 羽田 慎司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 27 年 6 月 17 日付けで諮問された交通事故の統計に関する帳票一部非公開の件（諮問第 692 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、交通事故統計計上検討表を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成27年1月26日付けで、神奈川県警察本部長に対して、平成25年からの交通事故統計計上検討表(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成27年2月2日付けで本件請求の決定を延長する決定を行った上で、同年3月25日付けで、本件行政文書に記載された、次に掲げる情報(以下「本件非公開情報」という。)について、条例第5条第1号に該当するとして、本件行政文書の一部を非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ア 発生所属、発生日時、発生場所、当事者の氏名・年齢・種別・備考及び事故概要(以下「事故の内容」という。)

イ 保留の項目のうち保留をした月日、計上判断審査会開催日及び検討状況の月日(以下「事故に係る月日」という。)

ウ 本部長報告日及び決裁日

エ 保留の項目のうち計上の判断を保留する理由及び検討状況の内容(以下「事故の原因等」という。)

オ 統計外項目及び統計外項目に該当すると判断した理由(以下「統計外項目判断理由」という。)

カ 警部補以下の階級にある警察官の印影

(3) これに対し、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、平成27年5月28日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び非公開等理由説明書に対する意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書に関して、条例第5条第1号に該当するとの理由で一部公開処分となったが、発生日時、発生場所及び当事者がすべて非公開になっている上、平成25年から2年分の数十枚の本件行政文書から個人を識別することは不可能で、本件非公開情報のうち統計外項目と保留の項目まで非公開にするのは、情報の過保護で不相当であり、特定個人の利益も害さず、特に統計外項目については公開が適当である。
- (2) 実施機関は、過去に捜査の結果、死因や自殺の認定まで発表していることから、死因についての発表は慣行であり、自殺についても「人格と密接に関係する情報」として伏せている様子は見られず、自殺と断定しなくても、自殺とわかる情報を発表していたことを考えると「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると考えられ、こと報道機関に対して情報を公開することは適当である。
- (3) 交通事故において、捜査資料等の情報一切は神奈川県警察本部（以下「県警」という。）交通部に集中され、交通事故か自殺によるものなのかの判断は同部単独で行われており、判断が適正か否かチェックする機関もない。交通政策を決める上で重要な指針となる交通事故統計（以下「統計」という。）において、交通事故の死者数が少なくなるよう判断していた場合、警察が本来取るべき対策が取られなくなるとともに、警察以外の交通安全団体による政策にも関わり、本来は亡くならずに済んだ人が交通事故で亡くなる事態につながる。したがって、情報公開により、県警交通部がどのような判断をしているか確かめ、不適切な判断であれば問題を指摘し、是正を求めることができ「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当し、公開されるべき情報である。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおり

である。

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

ア 事故に係る月日

事故に係る月日のうち保留をした月日は、本件行政文書を作成して計上を保留した月日であり、県警交通部交通総務課事故対策官(以下「事故対策官」という。)は、警察署等から交通死亡事故(以下「死亡事故」という。)と疑われる事案の速報を受けると、死亡事故として計上すべき事案か否かの判断(以下「計上判断」という。)が直ちにできる場合を除いて、本件行政文書を作成し、保留をした月日を記載しており、速報は、通常、事故発生日になされるため、保留の月日は、事故発生日と同一日又は近接した日である。

また、検討状況の月日は、最終的な計上判断をするまでの間、1か月ごとに本件行政文書を県警交通部長に報告し、この報告を行った月日を記載するため、事故発生日から概ね1か月後、2か月後の月日が記載される。

さらに、計上判断審査会開催日は、事故対策官の一次的な計上判断を審査するために開催する、計上判断審査会の開催日を記載しており、1か月以上計上を保留している事案については、1か月後、2か月後の検討状況の月日から、また、計上の保留が1か月未満の事案については、保留をした月日から、原則として30日以内の月日が記載される。

したがって、事故に係る月日は、公開することにより、死亡事故の発生日、計上日等が推測され、審査請求人に対して別途公開した死亡事故一覧表及び報道記事等容易に取得し得る他の情報(以下「すでに公開された情報」という。)と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 事故の原因等及び統計外項目判断理由

事故の原因等及び統計外項目判断理由は、病死、自殺、転落等当事者の死亡原因(以下「当事者の死因」という。)、病歴、家庭環境及び職場環境(以下「事故の背景」という。)並びに事故発生状況の情報が記載さ

れる。

また、統計外項目は、死亡事故として計上しない場合に、その理由がどの統計外項目に該当したからであるかを明らかにするため、当事者の死因及び事故発生状況がチェック方式で記載されている。これらは個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に係る情報であるとともに、事故発生日が特定され、すでに公開された情報と照合することで、当事者の特定が可能になるとすれば、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

ア 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

県警は、報道機関に対し、事件事象等の広報をする場合は、通常広報文を発出し、広報しているが、自殺の場合、原則として広報はしない。死亡事故か否か判明しない事案が発生し、広報した後、捜査の結果、病死や自殺と判明しても、当事者の死因を新たに広報することはない。

したがって、当事者の死因は、第5条第1号ただし書イに規定する、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

イ 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

事故の原因等及び統計外項目判断理由の内容には、当事者の死因、事故の背景といった明白にプライバシーに関する情報が記載されており、統計の正確性をチェックするために公開されるべき性質の情報とは認められない。

したがって、事故の原因等及び統計外項目判断理由は、条例第5条第1号ただし書エに該当する人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

ウ 条例第5条第1号ただし書ア及びウ該当性について

本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法

令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、又は同号ただし書ウに規定する「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」とは認められないため、条例第5条第1号ただし書ア及びウには該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

統計外項目判断理由には、警察が死亡事故の発生現場及び関係場所において行った捜査の内容、結果等が記載されるとともに、これを踏まえ、統計外項目に該当すると判断した理由等が記載されている。これらの情報が公開されると、自殺等が疑われる事故について、警察が実施する捜査の内容や自殺等であるか事故であるかを判断する基準が明らかとなり、犯罪を企図する者が自殺等を装った事故を起こすこと等を容易にするおそれがあり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であることから、条例第5条第6号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項の規定に基づき、実施機関から口頭による意見を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関において統計の正確性を保持するため、死亡事故が発生した場合に、発生地を管轄する警察署等から県警交通部に速報され、県警交通部長が統計への計上判断を行った結果、統計に計上しないと判断したもの及び計上の判断を保留するものについて、その理由等を明らかにするために作成される交通事故統計計上検討表である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別する

ことはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。

(イ) 事故の内容について

事故の内容は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人は識別されないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ウ) 事故に係る月日について

事故に係る月日のうち保留をした月日は、事故発生日と同一日又は近接した日、検討状況の月日は、事故発生日から概ね1か月又は2か月後の月日が記載されている。

また、計上判断審査会開催日は、保留をした月日又は検討状況月日から、原則として30日前後の月日が記載されており、直ちに事故発生日を特定できる情報であるとは認められないものの、保留をした月日及び検討状況の月日と関連し、事故発生日を推測し得る情報であると認められる。

したがって、事故に係る月日は、公開することにより、死亡事故の発生日、計上日等が推測され、すでに公開された情報と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(エ) 本部長報告日及び決裁日について

本部長報告日及び決裁日は、事故に係る月日と同様に、すでに公開された情報と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(オ) 事故の原因等及び統計外項目判断理由について

事故の原因等及び統計外項目判断理由は、当事者の死因、事故の背景及び事故発生状況の詳細な情報が記載されていると認められる。

したがって、事故の原因等及び統計外項目判断理由は、個人の心身

に関する情報であり、また、すでに公開されている情報と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が特定され得る情報であるとともに、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(カ) 警部補以下の階級にある警察官の印影について

警部補以下の階級にある警察官の印影は、個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

b 審査請求人は、実施機関が過去に捜査の結果、死因や自殺の認定まで発表しており、死因についての発表は慣行であり、自殺についても人格と密接に関係する情報として伏せている様子は見られないことから、当事者の死因は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると主張している。

c 審査会が確認したところ、実施機関は、原則として広報文に死因は記載しておらず、記事に掲載されている死因は、報道機関の独自取材等によって知り得た情報であるものと推測されるため、当事者の死因は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

d また、警部補以下の階級にある警察官の印影は、警部補以下の階級にある警察官の氏名が神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表されておらず、慣行として公にされている情報ではないことから、警部補以下の階級にある警察官の印影についても、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。



(イ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開をすることが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。
- b 同号ただし書エの規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は将来そのような危害等の発生が予測される状態が存在している場合、県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めており、公開することにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、身体等の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開するものであると認められる。
- c 事故の原因等及び統計外項目判断理由には、実施機関が行った捜査等の結果、判明した当事者の死因、事故の背景及び事故発生状況の情報が記載されており、これらは心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものであるため、これを公開することにより害される権利利益より、統計の正確性をチェックし、死亡事故を抑止して人の生命、身体等を保護するという公益上の必要性が上回ると判断することは困難である。
- d したがって、事故の原因等及び統計外項目判断理由は、条例第5条第1号ただし書エに該当しないものと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア及びウ該当性について

本件非公開情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」とは認められないため、条例第5条第1号ただし書ア及びウのいずれにも該当しないものと判断する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

- ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を

及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、統計外項目判断理由の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。

ウ 統計外項目判断理由に記載のある警察の捜査内容や判断基準に関する情報が公開されると、自殺が疑われる事故等について、警察が行う捜査や自殺、事故等の判断が明らかとなり、殺人を企図する者が自殺を装った事故を発生させるなど、犯罪の発生を容易にすることが予想されることから、実施機関が犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。

エ したがって、統計外項目判断理由は、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 6 月 17 日	○ 諮問
6 月 19 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 8 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 10 日	○ 審査請求人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
平成 28 年 5 月 27 日 (第 152 回部会)	○ 審議
6 月 28 日 (第 153 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 ○ 審議
7 月 27 日 (第 154 回部会)	○ 審議
9 月 26 日 (第 156 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入江 直子	元神奈川大学教授	
柿崎 環	明治大学教授	部会員
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
西谷 剛	元國學院大學法科大学院教授	会長

(平成 28 年 10 月 19 日現在) (五十音順)